

Question (ディーラーの共同広告における販売価格の表示方法)

- ◆ 複数のディーラーが共同で新車の広告を作成しようと考えていますが、「〇〇販売店の価格の一例」という表示はできますか？

Answer 複数のディーラーの共同広告では、一つのディーラーの販売価格を一例として表示することはできます。その際には、「販売価格の一例である旨」及び「〇〇販売店の価格である旨」を表示して下さい。

また、一例として表示した価格が他のディーラーの価格を拘束するものでないことを明確にするため、「価格は各ディーラーが独自に定めているので、各ディーラーに尋ねられたい旨」の付記説明を明瞭に表示して下さい。

<複数のディーラーによる共同広告における価格表示例（車両本体価格の場合）>

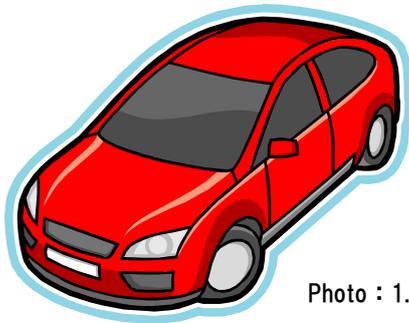


Photo : 1.5GT

スカレット 1.5GT (2WD)

車両本体価格の一例 **200万円**

- ※ 上記価格は、スカレット〇〇販売(株)の価格です。
- ※ 価格は各社が独自に決めていますので、それぞれ各社にお問い合わせください。
- ※ 保険料、税金（消費税除く）、自動車リサイクル料金、登録等に伴う費用等は含まれておりません

スカレット〇〇販売(株)
〇〇市〇〇町〇〇番
TEL(〇〇) 〇〇-〇〇〇〇

スカレット△△販売(株)
△△市△△区△△番
TEL(〇〇) 〇〇-〇〇〇〇

スカレット□□販売(株)
□□市□□町□□番
TEL(〇〇) 〇〇-〇〇〇〇

Hint!

◎関連条文 新車規約施行規則第6条第7項第1号

- (1) 複数の販売業者による共同広告において、一つの販売業者の販売価格を例示する場合には「販売価格の一例」である旨及び販売業者名を表示するとともに、各販売業者は価格をそれぞれ独自に定めているので、価格については各販売業者に尋ねられたい旨を明りょうに表示するものとする。